

平成25年 5 月

# 熊野市議会臨時会会議録

平成25年 5 月 14 日 開会

平成25年 5 月 14 日 閉会

熊 野 市 議 会

## 平成25年5月熊野市議会臨時会会議録目次

### 第1日目（5月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開会・開議	4
諸般の報告	4
説明のための出席者	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
提案説明	6
議案第1号	7
議案第2号	7
議案第3号	8
議案第4号	9
議案第5号	10
議案第6号	10
議案第7号	10
報告第1号	11
議案第1号の質疑	12
委員会付託の省略	12
討論、採決	13
議案第2号の質疑	13
委員会付託の省略	13
討論、採決	14
議案第3号の質疑	14

委員会付託の省略	15
討論、採決	15
議案第4号の質疑	16
委員会付託の省略	16
討論、採決	17
議案第5号の質疑	17
委員会付託の省略	17
討論、採決	18
議案第6号の質疑	18
委員会付託の省略	18
討論、採決	19
議案第7号の質疑	19
委員会付託の省略	20
討論、採決	20
報告第1号の質疑	20
議長の辞職願について	22
議長の選挙	23
副議長の辞職願について	26
副議長の選挙	27
同意案第1号	30
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	31
閉会	32
署名議員	33

# 平成25年5月熊野市議会臨時会会議録

平成25年5月14日（火曜日）

第 1 日

招集年月日 平成25年5月14日（火）  
招集の場所 熊野市議会議場  
開 会 平成25年5月14日（火）午前9時00分  
開 議 平成25年5月14日（火）午前9時00分

## 出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
12番	中 田 悦 生 君	13番	中 田 征 治 君
14番	前 地 林 君	15番	前 田 桂之助 君
16番	清 水 純 一 君		

## 欠席議員

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	山川 勝 君			
総	務	課	長	山本 哲也 君	税	務	課	長	星山 政文 君
観光スポーツ交流課長	濱口 幸治 君	地域振興課長兼 地域総合課長	西岡 久典 君						
監査委員事務局長	坪井 正登 君								

## 職務のため出席者

事	務	局	長	南 佳壽 君	次長兼庶務係長	山口 耕作 君		
議	事	係	長	植中 徳樹 君	庶	務	係	和田 春菜 さん

## 提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

議案第3号 専決処分の承認について

議案第4号 専決処分の承認について

議案第5号 専決処分の承認について

議案第6号 専決処分の承認について

議案第7号 専決処分の承認について

報告第1号 平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

## 議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第96回東海市議会議長会定期総会出席報告
- 2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認について

日程第6 議案第4号 専決処分の承認について

日程第7 議案第5号 専決処分の承認について

日程第8 議案第6号 専決処分の承認について

日程第9 議案第7号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑]

日程第10 報告第1号 平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画  
について

[提案理由、採決]

日程第11 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第12 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

---

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（下田克彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

---

### 諸 報 告

○議長（下田克彦君） 開議に先立ち、諸般の報告については、去る4月18日、第96回東海市議会議長会定期総会が岡崎市において開催され、副議長とともに出席をいたしました。

その席上、中田征治議員が在職15年、山田実議員が在職10年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

---

### 説明のための出席者

○議長（下田克彦君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（下田克彦君） これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（下田克彦君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第86条の規定により、議長において、

2番 西 賢二 議員

13番 中田 征治 議員

を指名いたします。

---

### 会 期 の 決 定

○議長（下田克彦君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決しました。

---

### 議案の上程（議案第1号～報告第1号）

○議長（下田克彦君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第10



報告第1号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」を一括議題といたします。

### 提案説明

○議長（下田克彦君） 市長の提案理由を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成25年5月熊野市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、臨時会に提出いたしました議案につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号から議案第7号までの5件の「専決処分の承認について」につきましては、熊野市鬼ヶ城センター複合施設、熊野市トロッコ電車施設、熊野市湯元山荘湯ノ口温泉施設、熊野市入鹿温泉瀨流荘、熊野市入鹿温泉瀨流荘「やすらぎの湯」施設の5つの施設において、その指定管理者である財団法人紀和町ふるさと公社が公益法人制度改正に伴い本年4月1日に一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により指定管理者の変更について専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による事業計画に関する報告であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### 上程議案の内容説明

○議長（下田克彦君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について。

税務課長。

（税務課長 星山政文君 登壇）

○税務課長（星山政文君） 議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、熊野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

固定資産税の納税義務者等を定めた第54条のうち、第5項でございます。所有者課税の例外を定めた土地改良法による土地改良事業を独立行政法人森林総合研究所が今後事業を行わない、また今後事業がないことから、その部分を削るものです。

次の4ページの特別土地保有税の納税義務者等を定めた第123条第4項についても、同様の理由でございます。

次の5ページでございますが、附則第1条で施行期日を25年4月1日としており、第2条で経過措置を定めるものであります。また、2項で固定資産税耐震改修の特例の1戸当たりの耐震改修等の費用が30万円から50万円超に引き上げられたことにより、30万円以上50万円以下のものに限り契約した日が必要となりましたので、新条例附則第10条の2第6項の規定の適用については、「書類及び」とあるものを「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」と改正するものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議、ご承認賜われますようお願いいたします。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案書 8 ページ、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第 6 条被保険者に係る世帯別平等割額のところで、特定同一世帯所属者の恒久化を行い、世帯別平等割額を最初の 5 年間で 2 分の 1 減額する現行措置に加え、その後 3 年間、4 分の 1 減額するとするものです。(1) 特定世帯及び特定継続以外の世帯、(2) 特定世帯、(3) 特定継続世帯の 3 種類の区分となります。第 10 条、第 28 条においても同様でございます。

9 ページにわたりますが、第 10 条は後期高齢者支援金課税額の平等割の特定継続世帯の金額を定めたもの、9 ページから 11 ページでございますが、第 28 条は保険税の減額であり、(1) が 7 割軽減に係るもの、(2) が 5 割軽減、(3) が 2 割軽減についての特定継続世帯の後期高齢者支援金と課税額を含んでのそれぞれの平等割額の軽減を改正するものであります。

附則は、施行期日を平成 25 年 4 月 1 日とし、適用区分を定めたものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議、ご承認賜われますようお願いいたします。

○議長（下田克彦君） 次に、議案第 3 号について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 濱口幸治君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） 議案第 3 号「専決処分の承認について」、その内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の 12 ページをごらんください。

本案につきましては、公益法人制度改革に伴い財団法人紀和町ふるさと公社が平成 25 年 4 月 1 日をもって一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により熊野市鬼ヶ城センター複合施設の指定管理者の指定の変更について専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

13 ページをごらんください。

熊野市鬼ヶ城センター複合施設の指定管理者の指定の変更につきましては、指定管理者の名称及び代表者名について、財団法人紀和町ふるさと公社理事長河上敢二を一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上敢二に変更したものであります。

なお、同団体及び熊野市鬼ヶ城センター複合施設の概要につきましては14ページに記載のとおりであります。

以上、議案第3号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下田克彦君） 次に、議案第4号から報告第1号について。

地域振興課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西岡久典君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 議案第4号「専決処分の承認について」

につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の15ページをごらんください。

本案につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社が公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日をもって一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行しましたので、熊野市トロッコ電車施設の指定管理者の指定の変更について、16ページの専決処分のとおり専決したものでございます。

熊野市トロッコ電車施設の指定管理者の名称の変更につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社理事長河上敢二を一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上敢二に変更したものでございます。

なお、同団体及び熊野市トロッコ電車施設の概要につきましては、17・18ページに記載のとおりであります。

以上、議案第4号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の19ページをごらんください。

本案につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社が公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日をもって一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行しましたので、熊野市湯元山荘湯ノ口温泉施設の指定管理者の指定の変更について、20ページの専決処分のとおり専決したものでございます。

熊野市湯元山荘湯ノ口温泉施設の指定管理者の名称の変更につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社理事長河上敢二を一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上

敢二に変更したものでございます。

なお、同団体及び熊野市湯元山荘湯ノ口温泉施設の概要につきましては、21・22ページに記載のとおりであります。

以上、議案第5号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の23ページをごらんください。

本案につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社が公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日をもって一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行しましたので、熊野市入鹿温泉瀞流荘の指定管理者の指定の変更について、24ページの専決処分のとおり専決したものでございます。

熊野市入鹿温泉瀞流荘の指定管理者の名称の変更につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社理事長河上敢二を一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上敢二に変更したものでございます。

なお、同団体及び熊野市入鹿温泉瀞流荘の概要につきましては、25ページに記載のとおりであります。

以上、議案第6号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第7号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の26ページをごらんください。

本案につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社が公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日をもって一般財団法人熊野市ふるさと振興公社に移行しましたので、熊野市入鹿温泉瀞流荘「やすらぎの湯」施設の指定管理者の指定の変更について、27ページの専決処分のとおり専決したものでございます。

熊野市入鹿温泉瀞流荘「やすらぎの湯」施設の指定管理者の名称の変更につきましては、財団法人紀和町ふるさと公社理事長河上敢二を一般財団法人熊野市ふるさと振興公社理事長河上敢二に変更したものでございます。

なお、同団体及び熊野市入鹿温泉瀞流荘「やすらぎの湯」施設の概要につきましては、

28ページに記載のとおりであります。

以上、議案第7号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます。

次に、報告第1号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案30ページの平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画書をごらんください。

1の事業計画の方針につきましては、公社の目標であります自立に向けて、観光サービス事業、特産品の生産・加工・販売、そして今年度から運営管理を行う鬼ヶ城センター複合施設における観光集客を基幹産業としながら、これらが連携を密にし、事業を推進していくこととしております。

次に、2の事業計画は公社が行おうとする業務の内容でございます。1つ目の企画営業事業部では、販売戦略を攻めの営業とし、取扱店舗の拡大やギフト販売の強化を図るとともに、ソーシャルネットワークサービスや販売促進ツールの充実による積極的な情報発信によってPRに努めてまいります。

2つ目の観光サービス事業部では、質の高いおもてなしの実現とここでしか体験できないをキーワードとし、体験プランや地元食材を活用した料理の提供、さまざまなイベント企画により、集客を図ってまいります。

3つ目の加工製造事業部では、安全・安心をモットーに真心のこもったおいしくて質の高い商品をつくり、お客様に満足していただき、公社特産品のファンをふやすことを目的として加工製造を行います。

4つ目の農業公社事業部では、熊野地鶏や新姫など市の特産物のさらなる品質の向上と生産拡大を図るとともに、丸山千枚田の保全管理に努め、さらには農業の担い手育成に向けた新規就農者への農業研修事業を市と連携しながら実施していきます。

5つ目の鬼ヶ城センター事業部では、市の観光の玄関口としてふさわしい特産品の集約販売、食の提供、また観光熊野の全てをきめ細やかに発信できる機能を備えた集客拠点として、他の観光施設と連携して取り組んでいきます。

3の事業費につきましては、平成25年度の事業費で6億5,025万1,000円を計上しております。

31ページは、平成25年度熊野市ふるさと振興公社の収入支出予算でございます。

第3条におきまして収入、支出の予算額を定めております。そのうち収入におきましては、観光サービス事業収入が2億3,850万円、鬼ヶ城センター事業収入が1億5,008万1,000円、特産品販売事業収入が1億4,090万4,000円、補助金収入が6,237万9,000円、鬼ヶ城センター開業準備支援金が1,300万3,000円、委託料収入3,812万9,000円、その他営業外収入687万円、雑収入38万5,000円となっております。

一方、支出につきましては、観光サービス事業費が2億4,603万3,000円、鬼ヶ城センター事業費が1億6,243万5,000円、企画営業事業費が6,257万3,000円、加工製造事業費1億520万6,000円、農業公社事業費7,400万4,000円となっております。

以下、32ページには事業収入及び支出の内訳を、33ページには事業支出における事業費明細を記載しております。

以上、ご報告申し上げます。

## 質 疑

○議長（下田克彦君） 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長（下田克彦君） これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（下田克彦君） これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

○議長（下田克彦君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長(下田克彦君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(下田克彦君) これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

○議長(下田克彦君) 日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番 道後議員。

○1番(道後宣弘君) お願いします。

紀和町ふるさと公社から熊野市ふるさと振興公社に名称変更になりますが、こういう場合、定款といたしましょうか寄附行為だと思いますが、寄附行為は変わるのでしょうか。

○議長(下田克彦君) 地域振興課長。

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 法人移行に伴う定款の変更についてありますが、財団法人から一般財団法人に移行するために満たさなければならない基準の一つに寄附行為を一般財団法人に準拠した定款に変更する必要がありましたことから、全般にわたって所要の変更を行っております。

特に、理事、評議員の定数につきましては、それぞれこれまで10名から15名と定めておりましたが、変更後は3名から5名としております。また任期につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従いまして、理事がこれまでどおり2年ですが、評議員が2年であったものを4年としています。また、評議員につきましては登記が必要となり、理事や理事会を監督する立場となるなど、位置づけや役割が従来とは大きく変更しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（下田克彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

#### 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

#### 討 論

○議長（下田克彦君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） これにて討論を終結いたします。

### 採 決

○議長（下田克彦君） これより採決いたします。

日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これを承認することに決しました。

### 質 疑

○議長（下田克彦君） 日程第6 議案第4号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

### 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

- 議長（下田克彦君） これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（下田克彦君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

- 議長（下田克彦君） これより採決いたします。  
日程第6 議案第4号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議  
ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

- 議長（下田克彦君） 日程第7 議案第5号「専決処分の承認について」を議題とし、  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（下田克彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

- 議長（下田克彦君） お諮りいたします。  
ただいま議題となっております議案第5号「専決処分の承認について」は、会議規則  
第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異  
議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長（下田克彦君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（下田克彦君） これより採決いたします。

日程第7 議案第5号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

○議長（下田克彦君） 日程第8 議案第6号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長(下田克彦君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(下田克彦君) これより採決いたします。

日程第8 議案第6号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

○議長(下田克彦君) 日程第9 議案第7号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長（下田克彦君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（下田克彦君） これより採決いたします。

日程第9 議案第7号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、これを承認することに決しました。

## 質 疑

○議長（下田克彦君） 日程第10 報告第1号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと

振興公社事業計画について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1 番 道後議員。

○1 番（道後宣弘君） ちょっとお聞かせ願います。

鬼ヶ城センター事業収入 1 億 5,008 万 1,000 円、それから同じく鬼ヶ城、下で支出で事業費として 1 億 6,243 万 5,000 円となっております。マイナス 1,000 万程度になりますが、これの内訳を教えていただきたいのと、もう 1 点、特産品販売事業収入 1 億 4,090 万 4,000 円というのがありますが、これ、もし手持ちでありましたら教えていただきたいのですが、昨年度の収入に比してこの事業収入はどの程度なのか、手持ちでありましたらお願いします。

○議長（下田克彦君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 鬼ヶ城センター複合施設につきましては、本年 8 月にオープン予定となっていることから、事業収入につきましては 8 月から来年の 3 月までの 8 カ月間について 1 億 5,008 万 1,000 円の収入を見込んでおるところでございます。

一方、支出につきましては、施設オープンまでの準備期間も含めての 4 月から 1 年間の事業費として 1 億 6,243 万 5,000 円を見込んでおるところから、鬼ヶ城センターにおける収支においてはマイナスの 1,235 万 4,000 円となっております。

なお、4 月から 7 月までの準備期間、いわゆる収入のない期間でございますけれども、これに係る事業費については開業準備支援金として市から 1,300 万 3,000 円の補助金収入を計上しており、8 月からの収支については若干の営業利益を見込んでおるところでございます。

2 点目の特産品の販売につきましては、ちょっと前年度資料を持っていないので、また連絡させていただきます。

以上でございます。

○議長（下田克彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本件は、報告事項のため、これをもって終わります。



暫時休憩いたします。

執行部は退席・退場してください。

(午前 9時 30分)

---

○議長（下田克彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 32分)

---

### 議長の辞職願について

○議長（下田克彦君） 私、一身上の都合により議長の辞職願をただいま副議長に提出いたしましたので、この際、副議長と議長を交代いたします。

(副議長、議長席へ着席)

○副議長（和田いく子さん） 下田議長が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたしました。議事運営にご協力をお願いいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、この際議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番 下田議員の退席を求めます。

(7番 下田克彦君 退席)

○副議長（和田いく子さん） 局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 南 佳壽君 朗読)

○副議長（和田いく子さん） お諮りいたします。

下田克彦議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、下田克彦議員の議長辞職を許可することに決しました。

(7番 下田克彦君 着席)

○副議長（和田いく子さん） 7番 下田克彦議員から発言の申し出がありますので、これ

を許可いたします。

下田議員。

(7番 下田克彦君 登壇)

○7番(下田克彦君) 議長辞職に当たりまして御礼とご挨拶を一言申し上げたいと思います。

まずは、1年間、至らぬ点多々あったかと思えますけれども、議員の皆様には1年間お支えをいただき、またご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。大変にありがとうございました。

(拍手)

○7番(下田克彦君) また、地方議会が今、地域主権改革の真ただ中にある中、その1丁目1番地である議会改革、その議論を進められたことに関しましては、よかった点ではあるかと思えますけれども、一議員となりましても、またこのことをさらに2歩、3歩と新議長のもと取り組んでまいる決意でございます。

また、執行部の皆さんにおかれましても、時に厳しいご意見を申したこともございませぬけれども、これも二元代表制という性質上、お許しをこの場をかりて願いたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、1年間、皆さんのお支えとともに全力で頑張らせていただきました。改めまして、一議員となっても今後とも全力で頑張ってまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。大変にありがとうございました。

(拍手)

---

### 議長の選挙

○副議長(和田いく子さん) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(和田いく子さん) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(和田いく子さん) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 の 閉 鎖 )

○副議長(和田いく子さん) ただいま出席議員は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

( 投 票 用 紙 配 付 )

○副議長(和田いく子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(和田いく子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

( 投 票 箱 の 点 検 )

○副議長(和田いく子さん) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○副議長(和田いく子さん) 投票漏れはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(和田いく子さん) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 の 開 鎖 )

○副議長(和田いく子さん) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 道後宣弘議員、6番 山田実議員、12番 中田悦生議員を指名いたします。

ただいま指定いたしました3人諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○副議長(和田いく子さん) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 15票、無効投票 ゼロ票であります。

有効投票中、5番 増田幸美議員 8票、9番 樋口雄史議員 7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.75票であります。

よって、増田幸美議員が議長に当選されました。

増田議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

増田議員の発言を許可します。

増田議員。

(新議長 増田幸美君 登壇)

○新議長(増田幸美君) 議長就任のご挨拶を一言申し上げます。

ただいまの選挙において、議員の皆さんから温かい、そして心強いご支援を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。改めて責任の重さを痛感し、皆さんのご期待に応えるべく全力を傾注する所存でございます。

今まさに地域主権改革の流れの中、自立と独創性のある地方自治が求められ、さらに本市にとっては長年の悲願であった高速道路の開通を間近に控え、この開通を機に地域経済をどのように浮揚するのか、また、依然として続く高齢化と人口減少への対応等、まさに本年は熊野市にとって節目の年であろうと考えます。そうしたことから、本議会としてもその役割は極めて重大になっております。

今後、議会の円滑な運営と熊野市の発展のため、皆様からご理解、ご協力とご指導を賜りますようお願いし、私の議長就任のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手)

○副議長(和田いく子さん) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(新議長、議長席へ着席)

---

### 副議長の辞職願について

○議長（増田幸美君） ただいま交代いたしました。

議事運営にご協力をお願いいたします。

ただいま副議長和田いく子議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、この際副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、和田議員の退席を求めます。

(4番 和田いく子さん 退席)

○議長（増田幸美君） 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 南 佳壽君 朗読)

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

和田いく子議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、和田いく子議員の副議長辞職を許可することに決しました。

(4番 和田いく子さん 着席)

○議長（増田幸美君） 和田いく子議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

和田議員。

( 4 番 和田いく子さん 登壇 )

○ 4 番 ( 和田いく子さん ) 副議長辞任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議長の補佐役として十分な職務を全うすることができたかどうか疑問ではありますが、この1年間貴重な経験をさせていただき、私にとっては毎日が充実した日々でございました。これも、ひとえに議長を初め議員の皆様、事務局の皆様方の温かいご支援のおかげと存じます。心から感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、この経験を生かし、市政発展のため一生懸命努めさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

この1年間、本当にありがとうございました。

( 拍 手 )

---

副議長の選挙

○ 議長 ( 増田幸美君 ) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」 と呼ぶ者あり )

○ 議長 ( 増田幸美君 ) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」 と呼ぶ者あり )

○ 議長 ( 増田幸美君 ) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 の 閉 鎖 )

○議長（増田幸美君） ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（増田幸美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○議長（増田幸美君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○議長（増田幸美君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○議長（増田幸美君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 道後宣弘議員、6番 山田実議員、12番 中田悦生議員を指名いたします。

ただいま指定いたしました3人の諸君の立ち合いを求めます。

（立ち合いのもと開票）

○議長（増田幸美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 11票、無効投票 4票、うち白票 4票であります。

有効投票中、3番 濱重明議員 11票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.75票であります。

よって、濱議員が副議長に当選されました。

濱重明議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

濱議員の発言を許します。

濱議員。

(新副議長 濱 重明君 登壇)

○新副議長(濱 重明君) ただいまの選挙によりまして副議長に就任させていただきました。どうもありがとうございました。

これからは微力ながら議長のほうを支えていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願ひします。

(拍手)

○議長(増田幸美君) 暫時休憩いたします。10時30分から全員協議会を開会いたしますので、議員諸君は第3委員会室にご参集願ひします。

(午前 10時 14分)

---

○議長(増田幸美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

---

○議長(増田幸美君) 地域振興課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

地域振興課長。

○地域振興課長兼地域総合課長(西岡久典君) 貴重な発言の時間をいただき、ありがとうございます。

先ほど、一般財団法人熊野市ふるさと振興公社事業計画の中において道後議員より質疑のありました特産品販売事業収入の実績についてお答えさせていただきます。

23年度の実績といたしましては約8,000万円、そして24年度が1億1,200万円の実績となっております。約1億1,200万円ということでございます。

以上でございます。

○議長(増田幸美君) 道後議員、よろしいですか。

---



## 監査委員の選任について

○議長（増田幸美君） 日程第11 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田実議員の退席を求めます。

（6番 山田 実君 退席）

## 提案説明

○議長（増田幸美君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから専任する監査委員として山田実議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

## 採 決

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略して、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（6番 山田 実君 着席）

---

### 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（増田幸美君） 日程第12 「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名は議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、増田幸美を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、増田幸美が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

## 閉 会

○議長（増田幸美君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これにて、平成25年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11時 05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

熊野市議会旧議長 \_\_\_\_\_

熊野市議会旧副議長 \_\_\_\_\_